

## 本市発注工事における社会保険未加入対策について(お知らせ) ～法定福利費の明示～

社会保険等未加入対策として、鶴ヶ島市建設工事標準請負約款を改正しましたのでお知らせします。

### 【内容】

国土交通省、埼玉県等の取組を踏まえ、本市においても、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に係る法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出を求めます。

建設業における社会保険加入の徹底の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

### 【対象工事】

競争入札により発注する建設工事

### 【改正約款】

鶴ヶ島市建設工事標準請負契約約款に以下の条項を追加します。

#### 鶴ヶ島市建設工事請負契約約款・抜粋

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下、「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。